

朝鮮後期の銀品位

山本 進

はじめに

朝鮮における本格的な銀流通は壬辰倭乱において明軍が兵餉として銀を持ち込んだことを出発点とするが、その後一七・一八世紀に流通した銀の大部分は東萊倭館を通して輸入された日本銀であった。一八世紀半ばに日本銀の流入が杜絶すると朝鮮国内の銀鉱から採掘された礦銀が流通するようになり、一九世紀には中国へ紅蔘を輸出し中国から銀を輸入するようになった。

中国・日本・朝鮮など東アジア諸国では銀は秤量貨幣として用いられた。すなわち銀塊の重さや純度を計量し、その価値を算定していたのである。ただ中国と日本とは使用法が若干異なっていた。すなわち中国では品位や秤が地域によって異なり、遠隔地交易商人は買い付け先の両替商を通して現地の銀を調達し、売り込み先で得た銀を本拠地の銀に換えて戻らなくてはならなかったのに対し、日本では幕府が江戸や京都などの銀座で銀貨（丁銀）を鑄造させ、表面に極印を打刻して信用の表象としていた。銀貨の品位は何度も変更されたが、同じ時代に通用する銀の品位は統一されていた。中国ではギルドまたは支払協同体と呼ばれる商人相互の自律的な信頼関係が銀の円滑な流

通を可能ならしめていたのに対し、日本では幕府権力が銀貨の信用性を担保していた。

一方朝鮮では一七世紀末まで大量に輸入された品位八〇%の慶長銀が政府機関や商人の間で厚く信用されていた。ところが元禄八年（一六九五）、幕府は慶長銀を品位六四%の元禄銀（元銀）に改鑄し、これを対朝鮮貿易にも使用するよう対馬藩に命じた。しかし元禄銀は銀座の極印が打たれているにもかかわらず、朝鮮での流通が極めて困難であり、銀貨の切り替えは日朝貿易の減縮をもたらした。これに窮した対馬藩は幕府に請願して人蔘代往古銀（特鑄銀）と呼ばれる品位八〇%の貿易銀を鑄造して貰い、これを対朝鮮輸出に振り向けた¹⁾。これらの史実から、私は前稿にて、朝鮮では独自の銀流通制度が確立されておらず、日本銀とりわけ品位八〇%の慶長銀や人蔘代往古銀を愛好したと結論付けた²⁾。ただ元禄銀問題を除き朝鮮国内で銀がどのように行使されていたのかわかる手掛かりはほとんど無い。当事者である商人の残した史料は皆無と言っても過言ではなく、また数少ない官撰史料も相互に矛盾する部分が多く、編纂者の明らかな謬見もしばしば確認される。また政府機関は丁銀・元銀・礦銀など品位の異なる銀貨を大量に備蓄していたにもかかわらず、それを品位別に記した史料は乏しい。もちろん中国の庫平銀のような国庫専用の銀両制度（虚銀両）が施行されていたわけでもない。総じて朝鮮における銀流通の実態はまだまだ厚いベールに覆われていると言える。また従来の朝鮮後期貨幣史研究は、肅宗四年（一六七八）より鑄造が開始され、一八世紀には停鑄と再開鑄との間を揺れ動きながら、一九世紀には貨幣の首座を占める常平通宝を主たる対象として展開され³⁾、銀についての専論は韓明基の研究を除き見当たらない⁴⁾。

とは言え、朝鮮後期に銀が相当量流通し、その多くが品位八〇%の日本銀であったことは確実にあろう。問題は一定量流入した元銀や国内で産出された礦銀がどのように使用されたかである。元

銀は「死貨」と見なされて政府備蓄に回され、礦銀も多くは備蓄されたことは前稿で述べた。しかしこれらは中国では純度に見合った評価がなされ、貨幣として十分通行可能であった。そこで政府はまず使行貿易や勅使応接において、国内では規格外と見なされたこれらの銀を使い始める。それはやがて政府の財政支出にも及ぶ。そこで本稿では銀の品位に焦点を絞り、政府財政・日朝貿易・対清関係の諸側面から朝鮮後期の銀流通について再考察する。

一 政府財政と銀品位

朝鮮政府は銀を純度で区別し、その単位を成（星とも記す）で表示した。『万機要覧』財用編四、金銀銅鉛の条に「凡そ銀貨は其の成数を觀、定めて高下と為す。最上は之を十成と謂い、其の次は之を九成と謂い、又其の次は之を八成と謂い、又其の次は之を七成と謂い、最下は之を六成と謂う。丁銀は是れ七成、即ち倭銀なり」とあり、純銀を十成として九成・八成・七成・六成の都合五種の銀があつたとする。しかし同じ条には「戸曹の銀は四名あり。天銀・地銀・玄銀・黄銀と曰う。天銀は御用の器皿に用い、地銀は支勅・札單に用い、玄銀・黄銀は諸般の経用に用う」とあり、千字文の天地玄黄に因んだ四種の銀（行論では天地玄黄銀と総称する）があつたとも語る。これにより天地玄黄の順に品位が上から下へと序列化されていたことが理解されるが、成数表示銀との関係については何も記されていない。

前稿で解明したように、天地玄黄銀の内、天銀は名目上十成とされ、礦銀や中国銀がこれに相当

した。もちろん実際の純度は一〇〇%を下回る。しかし地銀・玄銀・黄銀の呼称はほとんど史料に見られない。また日本銀について、慶長銀は八成、元禄銀は六成（朝鮮政府の評価品位は六三%であるが六成と略称された）であることは知られていたにもかかわらず、丁銀すなわち倭銀を七成とするのは明らかな誤謬である。次節で触れるように、対馬藩が品位五〇%の宝永銀の通行を東萊府使に打診した時、代官倭と呼ばれる公私貿易担当の藩士がこの銀は元禄銀より高品位で慶長銀より低品位であると述べたことが、後に新丁銀すなわち人蔘代往古銀が七成宝字新銀であるという誤解を生んだものと思われる。九成については全く手掛かりがない。総じて『万機要覧』の記述は信頼性が乏しい。

管見の限り、天地玄黄銀の名称は『承政院日記』第九八冊、仁祖三五年（一六四七）八月三日の条で、戸曹が長期備蓄する封不動銀一万五千兩の内訳は、天地玄銀が一万兩、黄銀がその半分の五千兩であるが、黄銀は礼単や別贈に使用できないと状啓したことを嚆矢とする。黄銀は勅使の接待に用いられないことから、やはり低品位の銀であると見られるが、孝宗五年（一六五四）に黄漣なる者が、平安道兵馬節度使在任時に當舖木四〇〇同を換色と称して換銀流用していたが、たまたま父の葬儀により離職を余儀なくされたので、銀色の好悪を精選せず急遽銀を掻き集めたため、市井の品劣銀である黄銀が混ざり、結果として国庫を毀損したと弾劾された事例からも看取される通り⁵⁾、市中で流通する銀は品位の劣る黄銀であった。一七世紀初の平安道や漢城の市場には明軍が遺した中国銀や国産銀がある程度流通していたものと考えられるから、戸曹はそれらを收納する際、品位に依じて天地玄黄の名称を付して弁別したのであろう。

しかし日本銀の大量流入により品位がまちまちな中国銀や国産銀が市場から駆逐されると、朝廷

でも天地玄黄の意味が次第に忘れられ、名称だけが残った。肅宗即位年（一六七四）には刑曹の書吏・庫直・書直（いずれも胥吏）らが本庁の黄銀一千余両を窃盗していたことが発覚し^⑥、肅宗五年には戸曹判書睦來善が戸曹備蓄銀一七万余両の中から天銀五千両・地銀一千両・黄銀一万四千両を江華府に移送することを要請しており^⑦、肅宗三七年には尚衣院が黄銀七七両を盗まれるという事件が発生しているように^⑧、肅宗期には天銀・地銀・黄銀の区別は明瞭であったものと見られる。また英祖四年（一七二八）七月には戸曹判書権以鎮が、現在戸曹の備蓄銀は天銀・地銀・黄銀合わせて万余両に過ぎないと報告しており^⑨、同年一〇月にも戸曹が天地銀二万余両を封不動とし、玄黄銀四万一千両を財政運用していると状啓しているように^⑩、天地玄黄の弁別法は英祖初期にも続いていた。しかし英祖一〇年、国王より戸曹の所捧は天銀か、また広銀（礦銀）とは天銀のことかと問われた戸曹判書宋寅明は、「品は則ち天銀為り。而るに名は則ち玄銀・黄銀の称有り。我國の人、雜鉛の法を知らず。故に人心奸なりと雖も、鑄銀に善ならず矣」と答えているように^⑪、品位が天銀に相当する銀でも玄銀・黄銀と呼ばれていたようである。更に正祖二年（一七七八）になると、戸曹備蓄銀の品位は本来天銀であるにもかかわらず、鉛鉄が混入され黄銀と化していることを憂慮した国王に対し、行都承旨洪国榮は「当初封不動の時、天地玄黄の別有り。而るに中間錯雜の事ありて、実に未だ知る可からず矣」と述べているように^⑫、銀の長期備蓄に際して定められた天地玄黄法は一八世紀中期頃から次第に廃れ始め、後期には正祖の側近でさえその内容を知らない有様であった。

以上のように天地玄黄銀は戸曹で用いられた銀色の区分であり、その品位（成数）は天銀が名目上十成と見なされたのを除き不明である。その出自は中国銀または国産銀であり、日本銀はこれに

含まれない。従って正祖五年、訓練都監の備蓄について従事官鄭東浚が「正銀・天銀・地銀・玄銀・元銀・丁銀合わせて二万八千九百四両なり」と報告しているように⁽¹³⁾、天地玄銀と元銀・丁銀とは峻別されていた。丁銀とは日本銀の総称であるが（原義は長めの楕円形状に鑄造された銀貨の意。但し朝鮮では豆板銀も含め丁銀と呼んでいた）、朝鮮に輸入されたのは慶長銀・元禄銀・人蔘代往古銀・正徳享保銀の四種類であり、この内元禄銀は市場での流通が困難な銀として特別扱いされたため、元禄銀を除いた品位八〇%の慶長銀および人蔘代往古銀・正徳享保銀が丁銀と呼ばれた。

「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシヤムの法則通り、朝鮮政府は良貨である天地銀や丁銀を封不動銀に回し、玄黄銀を財政支出に使用した。英祖一〇年には淑寧翁主の住居として黄銀一千両を、明安公主の宮房地代として黄銀二千両を支出しており、また純祖一六年（一八一六）にも慶寿宮第宅代価として黄銀六六〇両・錢一七八二両を輸送しているように⁽¹⁴⁾、民間への支払いには極力低品位の黄銀が充てられた。肅宗初に刑曹や尚衣院で黄銀が盗まれたのも、黄銀が国庫の奥深くに封印されたものではなく日常的な財政支出に用いられていたことを間接的に裏付けている。一七・一八世紀には丁銀が、一九世紀には礦銀が市中で通行していたため、受領者は悪貨での支払いを忌避したはずであるが、殿閣や邸宅などの建築に際しては資材や労働力が強制的に徴発されたため、受取人が良貨を要求することはできなかったたのである。

黄銀に次いで人気が低かったのは礦銀である。礦銀は名目上は十成天銀とされたが、朝鮮の吹錬技術は低く、また鉛鉄の意図的混入を防止できなかったため、低品位銀や贗造銀が混在し、八成丁銀より価格が安かった。たとえば正祖一七年（一七九三）、前江界府使権職の上啓によると、平安道江界府では丁銀が高騰して銅錢三兩五十六錢となり、一方同地には銀鉉があるため、天銀一両は

銅錢二両五錢であった¹⁵。江界府では天銀は丁銀より錢一両も低価格だったのである。

しかし一八世紀初より丁銀の輸入量が減少し、中葉に至り杜絶すると、丁銀に対する信用は揺らぎ始めた。そもそも丁銀が朝鮮商人の間で高い評価を受けたのは贋物が混入していないという安心感のせいであったが、その信用を裏打ちしていたのは銀座を管理する大黒常是の極印であった（但し宝永期特鑄銀には常是の極印なし）。しかし丁銀も秤量貨幣であるからには、流通過程においてどうしても適当な重さに切り刻んで使用する必要に迫られる。そして切れ込みが入れられた銀塊には雑鉄すなわち諸種の卑金属が混入されたものが多々あった。正祖二三年、江華府の備蓄を監査した宣伝官鄭周誠の状啓によると、「丁銀の銀片には中心に三本線がうつすらと見えるものが間々あり、小刀や錐で検査してみると雑鉄が混入されていることが明らかである」とあり、不純物をサンドイッチ状に挟み込んだ贋造丁銀が少なくなかったことを暴露しているが、しかし「天銀も丁銀も（帳簿との）僅かな誤差が有ったが、総数には欠損が無く、銀片に雑鉄が混入されているのは、星数がやや劣ることに由来するものようであり、不正の跡は見られず、別に論ずべきことは無い」と結論付けているように¹⁶、一八世紀末には品位の劣る偽造丁銀も多く見られ、官吏もこれを咎め立てしなくなっていた。こうして丁銀は品位に対する信頼性を徐々に喪失し、一九世紀には主役の座を礦銀に明け渡すようになる。

純祖二五年（一八二五）備辺司の上啓によると、銀木塵市民らは「従来尚衣院の貢物は天銀で買いつけて戸曹から丁銀で支払いを受け、銀品位の減縮分には配慮がなされていたが、両銀の価格差の拡大によって損失が甚だ多い。また以前は紙の貢納を丁銀で受領していたが、当時は丁銀価格が高かったので品位の減縮分を補填することができた。今では丁銀は無用となり、丁銀の市価が銀一

両につき銭一両以上下落したので、損失が膨らんでいる」と訴えている¹⁷⁾。この頃の銀価格は不明であるが¹⁸⁾、丁銀の公定価格である銭二両五銭に基づくならば、銭一両の下落により丁銀の価値は六割に下がったことになる。正祖一七年の江界府では丁銀が天銀より銭一両以上高値であったことを鑑みても、丁銀の人気低下は顕著である。貢人は丁銀で支払いを受けることにより経営を悪化させていたのである。そして憲宗二年（一八三六）、代理聴政を行っていた純元大妃が平安・咸鏡両道への賑資を天銀で換算して支払えと戸曹に命じているように¹⁹⁾、財政支出の規準は丁銀から礦銀（天銀）へと転換されていた。

一八世紀まで礦銀の人気が低かったのは、品質が一律でなく、鉛鉄を埋め込んだ贗造銀が少なくなかったからであった。しかし丁銀にも贗造銀が多数出回ると、どうせなら名目品位が高い礦銀が選好されるようになったのであろう。ただ国内市場における銀貨の役割は一九世紀には低下し、代わって銅銭が擡頭した。とは言え、朝鮮が対清・対日貿易を継続する限り、銀貨圏から完全に離脱することは不可能である。一七世紀から朝鮮は対日貿易で銀を輸入し、勅使贈給や使行貿易を通して清国に送り出していた。対清関係における銀行使について検討する前に、まずは対日貿易における銀品位問題について復習しておこう。

二 東萊倭銀の品位

元禄八年（一六九五）江戸幕府は品位八〇%の慶長銀から六四%の元禄銀へ銀貨を改鑄した。対馬藩は当分の間手持ちの慶長銀を輸出し続けたが、元禄一〇年四月より朝鮮と元禄銀通用交渉を開

始した。しかし朝鮮政府は元禄銀の品位を六三%だとして譲らず、また対馬藩主宗義真の書契も求めてきた。品位交渉は元禄一年五月に妥結され、七月には宗義真の書契も手交されたが、政府はなおも元禄銀の通用性に疑問を抱き、容易に許可しなかった。東萊府使から倭館へ回答が寄せられたのは元禄一二年（一六九九）一二月のことであつた。だが対馬商人の中には元禄銀に雜せて慶長銀を支払う風潮が見られるほど元禄銀の朝鮮での評判は悪く、銀の実質的輸出量も三分の一以下に下落した。東萊貿易の減縮は漢城での銀貴を招来した⁽²⁰⁾。

一方幕府は宝永三年（一七〇六）七月、勘定奉行荻原重秀の指図により品位五〇%の宝永銀（二ツ宝銀）を鑄造した。そこで対馬藩は翌四年（一七〇七）九月、宝永銀の通行交渉を行った。朝鮮側史料である『辺例集要』巻九、開市によると、東萊府使韓配夏は

（丁亥）九月、代官倭等一張の書啓を伝給して言いて曰く。日本行用の元銀は、上年秋自り宝字標新銀に改造されたり。願わくば貴国の買売に於いても、亦通行を為されんことを云云と。その成数の加減を問うも、終に明言せず。但だ元銀の上・旧銀の下云云と言うのみ。成数の加減の一款は、一に始用の元銀の例に依り吹鍊すれば、則ち其の成数を知る可きは白乎^{デアリマシテ}、書啓と共に捧送上送し、新銀は許用されるや否や、稟旨して分付されん（傍線部は史読）。

と報告し、漢城朝廷より「吹鍊して其の実数を知り、啓聞の後之を処せ」との回答を得た。そこで彼は

十月、宝銀をば吹鍊して称量したるに、則ち天銀の実数、五成の分数に過ぎず。而らば反つて六成三の元銀に如かず。倭人が謂う所の旧銀の下・元銀の上なる者は都て虚罔^{すく}に帰す。嚴辞もて責諭したるに、則ち答えて以^い為^わく。向日云う所は、只島中で聞ける所を伝えし而已^{もと}。初より

欺罔の意無し。即ち代官を島中に送り、曲折を探問したる後回報せん云云と。報告したが、回答は無かった。

この史料によると対馬藩は品位を曖昧にしながら宝永銀通用交渉に臨んだようである。府使韓配夏が強いて問うと、倭館の役人は新銀の品位が「慶長銀より低いが元禄銀より高い」と嘘をついたが、翌月彼が現物の宝永銀を吹錬して測ったところ五成に過ぎなかった。そこで彼らを難詰したところ、「国元でそう聞いてきただけです」と答えている。当時の朝鮮では銀の吹錬技術があまり高くなかったが、対馬藩もこのような幼稚な嘘がすぐ露見することくらいは予知していたであろう。では何故彼らはかかる行動に出たのであろうか。

田代和生によると、貿易不振に悩む対馬藩は宝永二―三年頃から灰吹上銀か慶長銀と同品位の銀を日朝交易用銀とすることを勘定奉行萩原重秀に請願していた。その直後に重秀は元禄銀を宝永銀に改鑄したのである。そこで対馬藩は朝鮮が断ることを承知の上で形ばかりの通行交渉を行い、重秀に低品位銀が朝鮮では受領されない事実を突き返したのであろう。交渉担当者が品位について聞かれ、新銀は元禄銀より上回り慶長銀より下回ると述べたのは、ひよっとすると貿易銀問題を七成あたりで妥結させたい腹づもりがあつたのかもしれない。こうして交渉はあえなく潰えたが、重秀も簡単には折れず、その後も通行交渉が続けられ、宝永五年（一七〇八）には東萊府での吹き分けが行われたものの、品位が著しく低い宝永銀は受け取りを拒否された²¹。

一方、漢城朝廷では韓配夏の状啓をめぐり深刻な議論が繰り広げられていた。肅宗三三年（二七〇七）九月二〇日の廷議で、領議政崔錫鼎が「東萊府使の状啓によると、倭人は元字旧銀を廃し、宝字新銀を出送したいと請うているとある。旧銀の通用が一〇年も経たないのに、また改訂を請う

ており、その間の事情は推し量り難い。しかし新銀は旧銀と比べてやや高品位なので、たとえ今これを許したとしても、貨幣政策において損は無いだろう。通行を始める前に必ず両国の人を立ち会わせて吹鍊を実見させ、品位を検証した上でこれを通用すべし」と上啓し、礼曹判書趙泰采も「元銀は戊寅年に始めて出来したが、通用久しからずして突然品位を七成に加増することを請うており、その中に如何なる奸計が有るのか分からない」と述べている⁽²²⁾。崔錫鼎も趙泰采も対馬側の嘘を信じたが、趙泰采に至っては「元銀の上・旧銀の下」という言辞から新銀の品位を七〇%と決めつけている。韓配夏の迅速な吹き分けにより翌月には宝永銀が五成であることが露見し、議論は沙汰止みとなった。そしてこの数年後に特鑄銀の通行交渉が始まったが、特鑄銀もまた宝永年間に鑄造されたものであったため、朝鮮政府は後々まで特鑄銀の品位を七〇%であると誤解し続けた。

通行交渉がまとまるまで対馬藩は幕府の許可を得て元禄銀を輸出し続けたが、元禄銀の確保も次第に困難になると、密かに灰吹銀を輸出するようになった。肅宗三五年（一七〇九）金宇杭の上啓によると、東萊から戸曹へ送付される税銀は十数年前までは一万六―七千両あったが、その後八―九千両へと減縮し、今年に至っては上送銀の半分が天銀、半分が新銀（元禄銀）で、丁銀に換算すると一千二百余両に過ぎないまで落ち込んだと報告している⁽²³⁾。この時期の倭銀輸入が大幅に低落したことは先行研究により解明されているが、注目すべきは税銀の半数が天銀であったという点である。この全てが密輸出銀であったという証拠は無いが、日本産灰吹銀も含まれていた可能性は否定できない。

幸い宝永七年（一七一〇）、幕府は人蔭代往古銀の鑄造を開始し、翌年より朝鮮との交渉に入り、一七一二年から通行されるようになった。一方元禄銀は天銀に吹き直して市場に流通させる予定で

あったが、比較的短期間で輸入が停止したことにより、備蓄に回された。肅宗四二年（一七一六）、行判中樞府事金宇杭は「近来銀貨は名色が甚だ多く、使行における弊害が深刻である。既に旧丁（慶長銀）があり、その後六星（元禄銀）・八星（人蔘代往古銀）があり、最近では新丁（正徳・享保銀）がある。今は新丁を通用するよう定めているため、元銀は死貨となった。各衙門が儲備する元銀も多いが、実に無用のものとなつてゐる。諸臣の考えによると、元銀は我が国では無用の物であるが、北京では使用することができるので、使行の時、八包の銀に加え元銀を余分に持つて行かせ、丁銀と交換させれば良いと云う」と上啓しており²⁴、結局元禄銀の多くは改鑄されず、そのまま「死貨」として諸衙門に備蓄されていたようである。

しかし新丁銀（宝永期特鑄銀・正徳享保銀・元文期特鑄銀）の天下は長続きしなかつた。幕府が銀輸出総量を縮減させたからである。『辺例集要』巻九、開市によると、辛亥（一七三二）十一月、倭館の開市代官らが東萊府使鄭彦燮に天銀二万余両の通行を打診し、鄭彦燮が吹き分けたところ品位十成であることが確認されたが、朝鮮政府はたとえそれが十成であつても交隣の事はおしなべて一貫性を堅守しなくてはならないとして、八成銀での交易を遵守させた。なお『朝鮮英祖実録』巻三〇、英祖七年（二月辛丑）の条にもこの一件が記されているが、①備辺司が「六成天銀」での決済を求め允許されたこと、②被執蔘価（対馬側が朝鮮商人に銀を前渡しして買い付けた人蔘の代価）は従来十成銀で行われていたが、次いで八成銀となり、又変じて丁銀となつたと解説していることが『辺例集要』の記事とは異なる。天銀は十成であるから①は明白な誤りであり、八成の人蔘代往古銀を求めたとする『辺例集要』の方が信頼できる。②については、慶長銀の登場以前に灰吹銀が朝鮮へ輸出されていたことは確かであるが、それが八成となり更に更に丁銀となつたというのは理解に

苦しむ。何故なら丁銀は八成であるからである。恐らく実録が言う丁銀とは「新丁」すなわち朝鮮政府が七成と見なした「宝字新銀」のことであろう。しかし繰り返しになるが、これは宝永期待鑄銀のことであり、品位は八成である。話はそれだが、対馬藩は私貿易の縮小に対抗すべく、天銀（灰吹上銀）の輸出を打診していたことは事実のようである。これは幕府が禁ずる密貿易であるが、朝鮮政府は外交上の観点からこれを拒否した。

それでも対馬藩は簡単には引き下がらなかつた。『辺例集要』巻九、開市によると、英祖八年正月には夜間に倭館から八成丁銀が持ち出され、皇曆使に随行する使行貿易に充てられようとしたことが発覚したが、その背景には八包銀の確保が困難となり、商人が大損を被つたため、対馬藩が資金を融通したという事実があつた。東萊貿易の縮小は対馬藩だけでなく萊商にも大打撃を与えていたのである。翌年三月には倭館が天銀一万六千両を持ち込んだため、府使鄭彦燮は直ちにこれを還送させ、丁銀で決済するよう訳官に厳命した。同年六月には、備辺司が朝家が禁防している天銀を倭人が今またほしきままに持参しているが、訓導・別差（訳官）らは明白に詰問せず、漫然と看過していると上啓し、政府は府使鄭来周に訓令して訓導金頭門・別差金命採らを杖刑に処せしめた。同年九月には天銀の持ち込みを再度厳禁し、還送の際に奸商が訳官と通じてこれを抜き取れば潜商律に依つて処断すると下命された。

『辺例集要』の一連の記事から、一七三一年から三三年にかけて対馬藩は積極的に天銀の密輸出を企図したこと、その背景には使行貿易に携わる萊商の経営難があつたことが知られる。なお東萊府使鄭来周は三三年の春に事態を上啓し、それが同年九月の下命に繋がつたのであるが、朝廷では左議政徐命均が「かの国の銀路は未だ不足を知らず、必然的に天銀を持つて来るのであるが、わが

国の人は彼らに欺かれ、大いに利益を失うのである」と主張し、英祖が「新銀と天銀とを換捧するの何の害が有るのか」と尋ねると、左參贊宋寅明は「長年天銀で納付していたが、欺かれることが甚だ多いので、嚴飭しないわけにはいかない」と答えているように、対馬藩の天銀持ち込み問題は専ら詐欺防止の観点から議論されている²⁵。使行貿易で利益を得ている朝鮮としては、丁銀であれ天銀であれ銀の輸入増加は歓迎すべき事態であるはずなのだが、朝廷は幕府の銀輸出制限政策を知らず、対馬藩に天銀ではなく丁銀を寄越せと迫ったのである。対馬藩や萊商が密貿易という危険を冒して日朝貿易の先細りを阻止しようと奮闘していることに彼らは気付かなかつた。その後一八世紀半ばに丁銀の輸入は杜絶する。

三 勅行銀の品位

中国人は元來特定の銀品位を選好することはなく、原則として如何なる銀でも受け取るが、朝鮮政府は勅使に対して高品位の銀を贈給していたようである。既述の如く、仁祖二五年には戸曹が礼単や別贈には黄銀を使用すべからずと上啓しており、また孝宗二年（一六五二）にも、戸曹は礼単地銀四一〇〇両・別用天銀一〇〇〇両などを準備していると上啓しているように²⁶、勅行応接には天銀や地銀が使用されていた。肅宗七年には京畿道觀察使金宇亨が、重林駅の察訪金世翊が各駅より勅使所用の天銀の原資を調達していることを状啓し²⁷、また肅宗三〇年（一七〇四）にも開城留守嚴緝が、本府では勅使に天銀一〇〇〇両を別贈するのが通例となっていると状啓しているよう

に²⁸⁾、沿路の地方官も天銀贈給の責務を負っていたようである。

ところが景宗三年（一七二三）五月九日、迎接都監の上啓によると、今回の二人の勅使はとりわけ貪欲で、贈答品を全て銀で折納させ、受け取った銀も全て秤で量り小釘で碎き、品位を調べた上で突き返し、訳官の朴得仁がやむを得ず天銀一〇〇両・丁銀一〇〇〇両および白綿紙・山獺皮などを密贈したが、贈答品は折銀して全て天銀で支払えと要求しているとある²⁹⁾。この時の勅使は特に銀を求めたようであるが、彼らは丁銀も受容したようであり、その額は天銀の約一〇倍に上っている。

勅使には天銀を贈給するという建前はその後も崩れなかったが、朝鮮には品位が安定した天銀が少ないため、彼らはやがて銀以外の贈答品を丁銀で折納することを望むようになった。英祖二十四年（一七四八）戸曹判書朴文秀は「本曹の天地玄黄四色の封不動銀は六万九千余両あり、行用銀一万八千両の内、地銀の行用は一万七千両あるが、元より他に用いる処は無い。ただ黄銀はこれを吹鍊して勅使に元礼単として贈給する。しかし元礼単・元求請・別求請に含まれる各種の贈り物に至っては、勅使以下がもし折銀を要求した場合、天地等銀を給することができなければ、例として新丁銀で折給する。所謂新丁銀は黄銀の色目の中に入れられるが、現在記録にある黄銀万余両は皆雑色であり、そのため折銀の価として転用することはできない」と述べ³⁰⁾、勅使贈給銀には戸曹封不動銀の中の天銀や地銀を用いるが、黄銀も（天銀に）吹鍊して贈給することがあり、更に銀以外の贈答品の折価としては新丁銀（特鑄銀）を用いるとする。注目すべきは、新丁銀は品位の上では黄銀（特鑄銀の品位は八成であるが、朝鮮政府の高官はこれを七成と誤認していた）に類別されるものの、品位が安定しているため贈給に適するが、封不動の黄銀は雑色すなわち品位がまちまちで

あるため、吹き直しを行わねば折価銀として贈給することはできない点である。品位は八〇%に止まるものの信頼性に優れた日本銀は清朝の勅使からも高い評価を得ていた。逆に朝鮮銀は場合によつては小釘で碎いて検査されるなど、不信の目で見られていた。

なお英祖三十一年（一七五五）には、迎接都監が大通官徐宗順に地銀三〇〇両、福祿敦に地銀二〇〇両を贈給したと報告しており³¹、比較的品位の高い地銀も相変わらず勅行応接に用いられた模様である。

勅行銀の品位が大きく転換するのは正祖期である。正祖八年（一七八四）開城留守鄭昌聖は「通例では勅使に対し丁銀を贈給すべきであるが、近来丁銀が枯渇し確保が不可能である」として、本府の天銀二千両を兵曹の封不動の丁銀三千両と交換して贈給したいと状啓した³²。景宗期や英祖初期は贈答品の折価としてのみ丁銀が贈給されていたが、正祖期には全て丁銀を贈給することが慣例となり、天銀は受け取られなくなっていた。

勅使が天銀より丁銀を好んだ理由の一つとして漢城や開城などで薬材を購入する資金とする意図があったと考えられるが³³、やはり品位の安定性や信頼性に優れていることが最大の要因であったのだろう。しかし天銀や地銀などの礦銀は国内の銀鉱である程度自給することができるが、丁銀は専ら日本に依存し、その輸入は一八世紀半ばに杜絶していた。従つて勅使が来る度に政府の丁銀備蓄は減少する一方で、当座は封不動銀などを融通することで遣り繰りしていたが、いずれは枯渇する運命にあった。

正祖十九年（一七九五）九月、右議政蔡濟恭は「兵曹の銀は底を付いたが、勅使の来訪は止まない。聞くところによると南漢山は丁銀を保有していると言う。兵曹より銀を取り尽くしたので、また南

漢山より取ろうとしているが、南漢山の銀も尽きれば、今度は何処から取ろうとするのか」と上啓して銀備蓄の危機的状況を訴え、正祖の「勅需は何故必ず丁銀を用いるのか。天銀で代用すれば如何か」との問いに対し、「天銀は十成だが丁銀は七成で、天銀の品位はむしろ優れている」と応じている。続いて戸曹判書李時秀は「日本の丁銀は既に出来の路が途絶えているので、贈給を継続する術は無い。天銀でもって丁銀を造成すれば甚だ容易だ」と述べたが、正祖は「先朝癸未年間（英祖三十九年）、丁銀を造成する事を禁じた。軽々しく議論すべきでない」と反論している³³。この時既に兵曹の封不動丁銀は使い果たし、南漢山の備蓄まで取り崩す必要に迫られていたのである。ただ朝廷の議論は迂遠である。蔡濟恭は正祖の質問にまともに答えていないし、丁銀を七成と見なすのも誤りである。李時秀は何故外国貨幣である丁銀が朝鮮市場で信任されているのか理解していないし、正祖も民間の私鑄と政府の公鑄とを混同している。国王も重臣らも貨幣制度についての知識は極めて乏しかった。同年一月、蔡濟恭は「国中所産の銀は、天銀・地銀を問わず八成に限って贈給するなら、勅行は決して貞「丁」銀の名色に非ずとしてこれを点退する（突き返す）ことは無いであろう」と述べ³⁴、七成の丁銀の代わりに八成の礦銀を贈給すれば、一割増となるので、勅使も喜んでこれを受領するであろうと目論んだ。彼の品位認識には誤りが多いが、兎にも角にも封不動の丁銀が払底している以上、もはや丁銀の贈給は止めるべきであるという認識は固まりつつあった。

翌二〇年正月、開城留守李冕膺は「今回の勅使の接待には天銀を純用する事が備辺司から広く布告された。臣の府でも天銀を置置しているが、丁銀を使用せず天銀を純用すると、両者の得失は遙かに異なる。すなわち丁銀は八成に過ぎないが印鑄されている故、贈給の際一度も受領を辞された

ことはない。天銀は或いは八成を超えているといっても、しばしば受領を忌避され、必ず割増給付を求められる。故に臣の府では以前は丁銀を純用していたのである」と上啓した³⁶。丁銀は品位が八成であり、極印が打刻されているが故に勅使に信頼されているという李冕膺の認識こそ当時の朝廷で最も優れた銀貨論だったと言えるが、政府もこれ以上丁銀を贈給し続けるのは無理だと判断し、今回から勅使は天銀で迎接するよう通達した模様である。

正祖二三年正月、勅使に贈る銀の品位について問うた正祖に対し、左議政李秉模は「勅行で用いる丁銀は天銀・地銀を問わず八成のみを贈遣すれば、突き返されることはないので、これを末永く定式とすべきであること、既に昨年大臣が経筵で稟請して允許された」と答え、八成銀を贈給するよう進言した³⁷。彼が言う「丁銀」は礦銀の誤りであろう。おそらく蔡濟恭の丁銀より一割増の八成銀なら勅使も点退しないだろうという提案が基本政策となったものと考えられる。だが、翌年すなわち純祖即位年（一八〇〇）には迎接都監の任に就いた戸曹判書李書九が「勅使への礼単銀は通例本曹にある地銀で贈給するのであるが、贈答品の折価銀については本曹・貢契人（貢人）を問わず、必ず丁銀にて計給すべきものである」と述べているように³⁸、礼単銀は礦銀に替わったが、贈答品については相変わらず丁銀で折価して贈給すべきだとの観念は残っていた。

さりとて丁銀の絶対的不足が解決する目的は無かった。純祖二〇年・二一年には備辺司が、勅使贈給銀の品位が低下したと上啓している³⁹。これが礼単銀のみを指すのか、折価銀を含むのか不明であるが、丁銀はおろか上質の礦銀さえ準備することが困難になりつつあったことは確かなようである。同様の訴えは純祖三〇年・憲宗元年（一八三五）にもなされているが⁴⁰、哲宗即位年（一八四九）には判府事朴晦寿が「凡そ我が用銀の法は字号と成数でもって高下を分別する。支勅の時には通例

地銀を用い、所謂九成である。三道の贈給は通例元銀を用い、所謂八成である。奸弊が日々深刻化し、銀品位は次第に低下し、近年の贈給銀は甚だしい場合は四―五成に過ぎない」と上啓しているように⁽⁴⁾、一九世紀中葉には低品位の礦銀を使用せざるを得ない程、朝廷の銀財政は逼迫していた。以上のように、清国の勅使に対し朝鮮王朝は当初は天銀・地銀など高品位の礦銀を贈給していたが、丁銀の輸入が増加するに伴い、勅使は礼単銀以外の贈答品を銀で支払うよう要求し、英祖期までは丁銀で折価することが通例となった。勅使もまた品位が安定した丁銀を好むようになった。ところが丁銀の輸入が一八世紀半ばに杜絶し、政府の丁銀備蓄も減少し続けたため、正祖期には折価部分が丁銀から礦銀に換えられた。

四 使行銀の品位

勅行銀が清国勅使に贈給する銀であるのに対し、使行銀は政府が燕行使に持たせる八包の銀である。これらは使節団の行う私貿易の資金となった。その定額は一人当たり天銀二千両で、丁銀の場合一割を加増していた⁽⁵⁾。また八包とは別に清朝高官への工作費や賄賂として使用される公用銀もこれに含まれる。

孝宗即位年（一六四九）、戸曹は仁祖崩御に伴う今回の請諡使に天銀と地銀をそれぞれ五〇〇両ずつ持参させよと提起している⁽⁶⁾。これは八包ではなく公用銀のことかと思われるが、丁銀については考慮されていない。清国ではまだ丁銀の人気はなかつたようである。孝宗五年にも戸曹は上年

麟坪大君が使行で持ち出した人情（公用銀）に地銀七五〇両の余剰が出たので、これを平安監營に留置すべしと上啓しており⁽⁴⁾、ここでもやはり地銀が使用されている。

ところが景宗元年（一七二一）には景宗冊封の奏請使が礼部侍郎羅瞻より天銀五千両の賄賂を要求され、正使李健命は丁銀六千両を支払った⁽⁵⁾。この頃既に公用銀には丁銀が充てられていたことがわかる。しかし英祖期になると丁銀に代わり礦銀が盛んに輸出されるようになった。英祖初期からの礦銀輸出については既に前稿で論じたので、本稿ではその品位について考察する。

英祖三年（一七二七）一月、王は「最近の使臣の言により、清国では黄銀を多用していることを知った。これは我が国の物貨がたくさん流入した結果である。……我が国の黄銀は彼の地に多く流入しており、もし商賈牟利の弊を痛禁すれば、国中の銀貨も次第に余裕が生まれるだろう」と述べ⁽⁶⁾、対清貿易が拡大した結果、国内銀の多くが中国へ流出したと嘆いている。元來使行貿易には天銀や丁銀が使用されていたが、通訳官による銀の私的な持ち出しは半ば公然と行われていたから、品位の低い黄銀が密貿易に用いられていた可能性は十分ある。ただ使臣が清国で見た黄銀が本当に朝鮮由来の銀であったのか甚だ疑わしく、英祖は使臣の言を口実に銀の密輸出を嚴重に取り締まるよう命じたと理解すべきであろう。

だが八包で正規に輸出された天銀にも贗造品が多く含まれていた。英祖二〇年、回還謝恩副使を務めた李日躋は「関西における礦銀（の精鍊）に関する禁令は弛緩し、所謂監官なる者は間に入って利を漁るため、一両の天銀には鉛や錫が半分を占め、清国人が吹鍊すると、実数は僅かに五―六成に過ぎない」と語っており⁽⁷⁾、政府管轄下で鑄造した天銀でさえ意図的な粗悪品が多々あったらしい。

一方で輸出銀の品位の低さを日本銀のせいにする意見もあった。英祖一七年、左議政宋寅明は「我が国は銀貨が甚だ少なく、冬至使用の時に国産銀を持参する者は一―二万両に過ぎず、倭銀は八―九万両である。使用には天銀だけを用いるが、近年倭銀は常に流入減少に苦しみ、またその銀には不純物を混入するものが多い。清国人は銀の品位について熟知しており、故に我が国の通訳官は多くが利を失っている」と論じ、英祖が「倭人は極めて巧妙で、故にその銀は銀に非ず、鉛鉄の如きである」と応えたところ、兵曹參判金若魯は「甚だしくは鉛七割・銀三割のものも有るに至る」と述べている⁽⁴⁸⁾。ここで言う「倭銀」とは恐らく礦銀のことであろうが、国王や重臣らは贗造銀の横行を日本人のせいだと思ひ込んでいたようである。

以上のように、英祖期には勅行銀の相当量が丁銀で贈給されていたが、使用銀については丁銀から礦銀への転換と輸出品の制限が企図された。使用銀は勅行銀より絶対量が多いこと、また多くが私貿易に充てられていたことが両者の違いを生んだのであろう。

おわりに

朝鮮人は中国人や日本人と較べて銀貨に関する知識が乏しく、品位に応じて天地玄黄法と成数表示法という二種類の分類法が並行して用いられた他、その由来に応じて丁銀（日本銀）・礦銀（国産銀）・馬蹄銀（中国銀）などの呼称が独立して存在した。そしてこれらの間の相互関係は極めて不明瞭であり、例えば品位八〇%の人蔘代往古銀が七成とみなされ、時に黄銀と称されるなど、誤

認識が多かった。

ただこれはあくまでも漢城朝廷の中だけの話である。開城留守李冕膺のように丁銀に関する正確な理解を示す地方官もいた。恐らく彼は開城を根拠地とする松商から何らかの情報を得ていたのであろう。松商や湾商・萊商は銀を用いて遠隔地交易を行っており、銀に関する正確な知識無くして銀遣い圏である中国や日本の商人と対等に渡り合うことは不可能だったと思われる。

しかし国王と圧倒的大部分の士大夫層が貨幣経済について無知であったことは、同時代の中国や日本と比較して際立っているように見える。支配層と商人層とが断絶し、実学者と呼ばれる一部の知識人もこの溝を埋められなかった⁴⁹。財政が各衙門・軍門ごとに独立し、その中味も各種銀貨・常平通宝・綿布や米などに分散されており、規準となる貨幣が存在しなかったことが原因の一つと思われる。

ただ一九世紀に入ると中国から朝鮮へ銀が逆流するようになり、朝鮮はそれらを日本に輸出して生銅を輸入し、常平通宝を大量に鑄造した。緩慢ながら朝鮮は銅銭を主要通貨として確立させていった。銀の役割の相対的低下に伴い、銀品位を論じる必要性は確実に低下した。

註

(1) 田谷博吉『近世銀座の研究』吉川弘文館、一九六三年、第四章、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、第一章。

(2) 拙稿「朝鮮後期の銀流通」北九州市立大学『外国語学部紀要』一三三号、二〇一二年。なお前稿および田谷・

田代の先行研究が明らかにした歴史的事実については註記を省略する。

- (3) 李大鎬編『韓国貨幣史』韓国銀行発券部、一九六六年、元裕漢『朝鮮後期貨幣史研究』韓国研究院、一九七五年、同『韓国貨幣史』韓国銀行発券局、二〇〇六年、同『朝鮮後期 貨幣史』慧眼、二〇〇八年、宋賛植「朝鮮後期 行錢論」『韓国思想体系Ⅱ』成均館大学校大同文化研究院、一九七六年、須川英徳「朝鮮時代の貨幣——利権在上」をめぐる葛藤——」『歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年、李憲昶「一六七八—一八六五년간 貨幣量과 貨幣價値의 推移」『經濟史学』二七号、一九九九年など。
- (4) 韓明基「一七世紀初 銀의 流通과 그 影響」『奎章閣』一五、一九九二年。
- (5) 『承政院日記』第二三〇冊、孝宗五年三月二十七日。
- (6) 同右、第二四一冊、肅宗即位年九月一日。
- (7) 同右、第二七二冊、肅宗五年八月六日。
- (8) 同右、第四六三冊、肅宗三七年一〇月一〇日。
- (9) 同右、第六六六冊、英祖四年七月二十九日。
- (10) 同右、第六七二冊、英祖四年一〇月九日。
- (11) 同右、第七七七冊、英祖一〇年四月九日。
- (12) 同右、第一四一二冊、正祖二年正月二十五日。
- (13) 同右、第一四九四冊、正祖五年九月二一日。
- (14) 同右、第七八五冊、英祖一〇年八月二〇日、同右、第二〇七五冊、純祖一六年九月二〇日。
- (15) 同右、第一七二三冊、正祖一七年正月三日。
- (16) 『備辺司謄録』第一八九冊、正祖二三年一〇月二四日

司啓曰。即見江華奉命宣伝官鄭周誠狀啓。則以為。……而銀品名色。大相不同。且丁銀銀片中心。透出三線者。間或有之。故刀抹看審。則雜鉄交合。宛然無疑。……天・丁銀雖有些少剩縮。都數則無欠。銀片之雜鉄交合。似由於星數之稍劣。而未見奸弄之跡。別無可論。

(17) 『承政院日記』第二二八七冊、純祖二五年正月一四日。

(18) 前註(3) 李憲昶、三一頁によると、純祖一六年頃の銀価格は錢二兩七錢であつたとされる。その九年後であれば更に値下がりしていたであろう。但し銀種は不明。

(19) 『備辺司臈録』第二二四冊、憲宗二年一月三〇日。

(20) 『承政院日記』第四一四冊、肅宗二九年一〇月一〇日。

(21) 前註(1) 田代、三〇五頁。宝字新銀通用交渉については、鄭成一「朝鮮斗 日本の銀流通交渉(一六九七〜一七一一)」『韓日関係史研究』四二輯、二〇一二年、五三二頁でも触れられているが、鄭はこれを対馬藩の偽計が見破られたと捉えている。

(22) 前註(2) 拙稿、一四頁。

(23) 『承政院日記』第四四七冊、肅宗三五年三月二〇日。

(24) 『備辺司臈録』第六九冊、肅宗四二年一〇月二二日。前稿では左議政金昌集の発言と紹介したが誤りであつた。

(25) 『承政院日記』第七六六冊、英祖九年九月二〇日。

(26) 同右、第一一八冊、孝宗二年三月一四日。

(27) 同右、第二八一冊、肅宗七年二月一日。

(28) 同右、第四一九冊、肅宗三〇年六月二五日。

- (29) 同右、第五五四冊、景宗三年五月九日。
- (30) 同右、第一〇三一冊、英祖二四年七月二日。
 文秀曰。本曹天地玄黃四色銀封不動六万九千兩零。行用一万八千兩零。而其中地銀行用一万七千兩。元無他用處。只以黃銀吹鍊。贈給於勅使元礼單。而至如元礼單・元求請・別求請各様物種。勅使以下。若請折銀。則如天地等銀不得給。例以新丁銀折給。而所謂新丁銀。同入於黃銀色目中。而即今記付黃銀万余兩。皆是雜色。故無路推移於折銀之無。
- (31) 同右、第一一二二冊、英祖三二年八月二日。
- (32) 『備辺司臈録』第一六七冊、正祖八年一〇月一八日。前註(2) 拙稿、二〇―二二頁。
- (33) 例えば朴趾源は『熱河日記』にて、清国人がしばしば朝鮮の藥材(清心元)をねだる様を記している。このような朝鮮物産に対する需要は無視できないであろう。
- (34) 『承政院日記』第一七五二冊、正祖一九年九月二九日。なお英祖三九年の丁銀私鑄事件については前註(2) 拙稿、一九頁を参照。
- (35) 同右、第一七五五冊、正祖一九年一月六日。
- (36) 同右、第二七五八冊、正祖二〇年正月一五日。前註(2) 拙稿、二二頁。
- (37) 同右、第一八〇三冊、正祖二三年正月二五日。丁銀が礦銀の誤記だとしても、「天銀・地銀を問わず」八成をとというのは理解に苦しむ。地銀の品位は不明であるが、天銀は純銀であり、決して八成ではない。
- (38) 同右、第一八三〇冊、純祖即位年一月一六日。貢人への支払いが言及されているのは勅使の接待を彼らに請け負わせていたためかと思われる。
- (39) 『備辺司臈録』第二〇九冊、純祖二〇年一月六日、『承政院日記』第二一四四冊、純祖二二年八月五日。

- (40) 『備辺司臈録』第二二八冊、純祖三〇年九月三日。
- (41) 同右、第二三六冊、哲宗即位年一月二日。
- (42) 同右、第二〇七四冊、英祖二七年九月八日・九月二九日。
- (43) 同右、第二三冊、孝宗即位年六月六日。
- (44) 『承政院日記』第一三三二冊、孝宗五年九月一九日。
- (45) 『同文彙考』補編卷四、使臣別單四、奏請兼冬至行正使李健命・副使尹陽來別單（康熙六〇年□月□日）。この値から換算すると天銀の品位は九六%となり、筆者も前稿一六頁でそう論じたが、商取引とは異なる賄賂の事例一件だけで中国における天銀（礦銀）の評価額を論じたのはやや早計であった。
- (46) 『承政院日記』第六四九冊、英祖三年一月二一日。
- (47) 同右、第九七三冊、英祖二〇年六月二一日。
- (48) 同右、第九三八冊、英祖一七年一月二〇日。
- (49) 朴趾源は『熱河日記』「太学留館録」の中で、屢一旺という中国人から漂着朝鮮船が寛永通宝を満載しているのを見たと言われたことを紹介し、朝鮮の漂流船が日本の寛永通宝を積載していることはあり得ないと述べている。一方『備辺司臈録』第一五七冊、英祖五一年一〇月二八日の条によると、漂流日本船から寛永通宝が出てきたとの報告を受けた英祖は、日本にも銅銭が通行していることを知って驚いている。